



2024年8月30日

各 位

上場会社名	浜松ホトニクス株式会社
代表者名	代表取締役社長 丸野 正 (コード番号 6965 東証プライム)
問合せ先	取締役 上席執行役員 経営管理統括本部 統括本部長 森 和彦 (TEL 053—452—2141)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、世界的に見ても極めて高水準の光検出技術を有し、医用バイオ・半導体から学術研究に至るまで、様々な領域で先進的な光関連ソリューションを提供し、成長してまいりました。足もとでは社会・環境価値創造型企業として、高付加価値な製品を提供することで、より豊かな社会・環境の実現に貢献できるよう取り組んでおります。また、光検出のリーディングカンパニーから真の光リーディングカンパニーへの進化を遂げるべく、世界最先端のファイバレーザとレーザ光を増幅するフォトニック結晶ファイバ技術及びその量産供給体制を保有するNKT Photonics A/Sの子会社化を2024年5月に完了いたしました。当社は、受光・発光両方の分野において世界有数の制御技術を有するオンリーワンの企業であるべく、企業価値向上に取り組んでまいります。

そのような中、昨今の上場企業における政策保有株式の縮減の潮流を踏まえ様々な資本政策上の施策検討を進めていたところ、この度、トヨタ自動車株式会社から保有する当社株式の全部の売却意向を確認いたしました。これを受け、政策保有株式にかかる当社取組みの一環として、当社株式の売出しを実施することといたしました。本売出しは、東証からの資本コストを意識した経営の実現が求められている中で個人投資家層を拡充し株価ボラティリティを抑制することによる資本コストの低減、並びに株主層の多様化及び流動性の向上を目指すものであります。

また、当社は、2024年6月21日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した資本政策の遂行並びに総合的な株主還元策の一環として自己株式の取得を行うとともに、将来の株式の希薄化懸念を払拭するために自己株式の消却を行うことを決議いたしました。本日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに伴う株式需給への影響も念頭に置き、自己株式の取得枠拡大、取得期間延長及び自己株式消却の内容変更を決議しております。詳細につきましては本日公表の『「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ』をご参照ください。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 7,304,400 株
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2024 年 9 月 9 日(月)から 2024 年 9 月 11 日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 5 営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 野村證券株式会社が当社株主であるトヨタ自動車株式会社（以下「当初売却人」という。）より買取る当社普通株式 7,304,400 株について売出しを行う。
- (10) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 社長執行役員 丸野 正に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 1,095,600 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 1,095,600 株を上限として借入れる当社普通株

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

式の売出しを行う。

- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 社長執行役員 丸野 正に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 1,095,600 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,095,600 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2024 年 9 月 26 日（木）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2024 年 9 月 24 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュューオプションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、当初売却人であるトヨタ自動車株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出しのための売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。